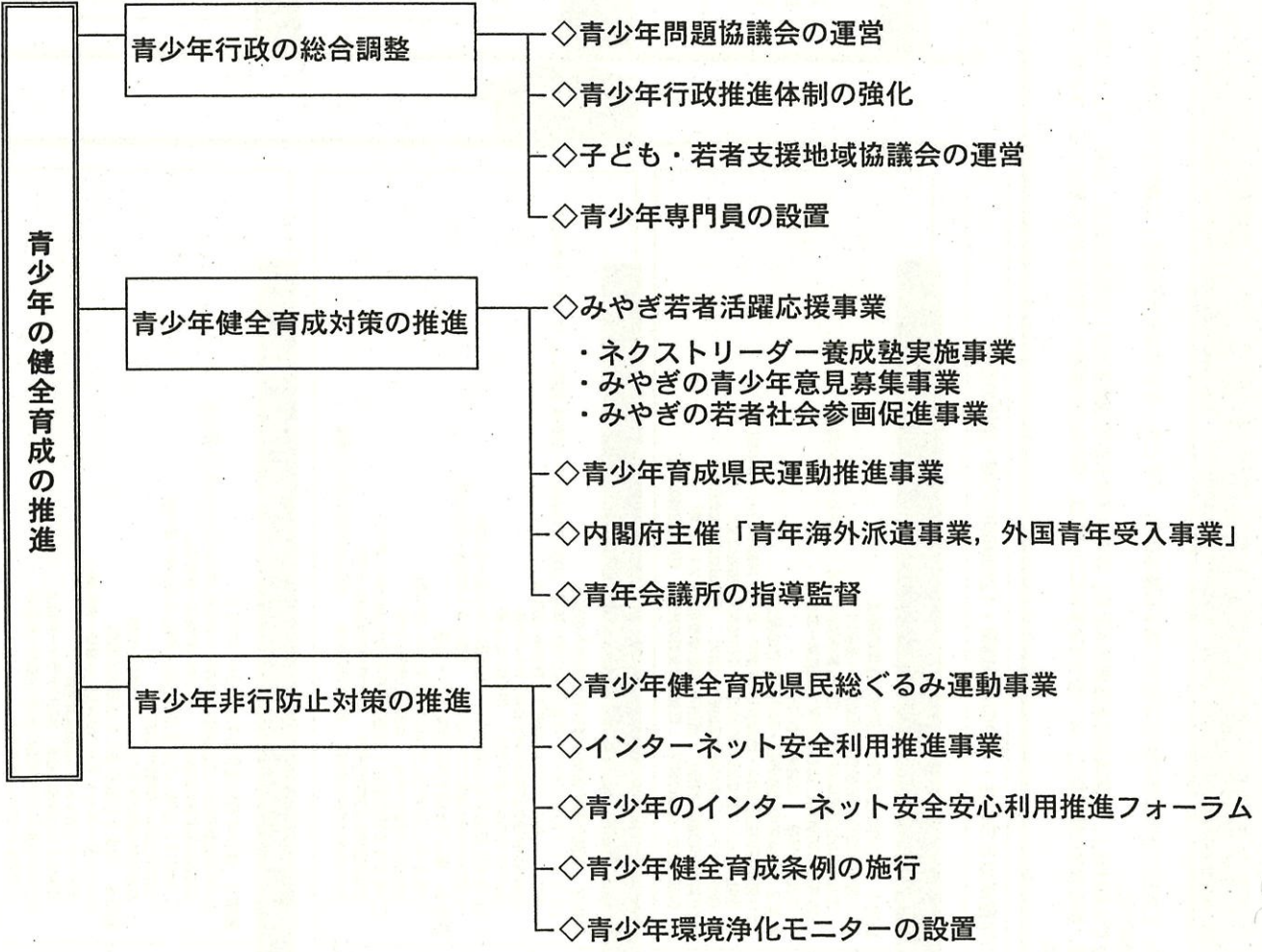


宮城県社会福祉審議会配布資料
平成 29 年 5 月 16 日
環境生活部共同参画社会推進課

平成29年度 青少年行政の施策体系



青少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）の概要

■ 趣旨
 青少年の健全な成長を支援する関係機関等の取組の基本的な方向を示すものとして策定するもの。

■ 位置付け
 「青少年健全育成条例」に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する都道府県子ども・若者計画として位置付ける。
 ※「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、「宮城県教育振興基本計画」等青少年育成支援の関連計画との連携を図る。なお、子ども・若者の医療・保健のほか、子育て支援、学校教育の視点など、より専門的な事項については、県の他の計画等との重複を避ける観点から、本計画には記載していない場合がある。

■ 期間
 平成28年度から平成32年度までの5年間
■ 対象 0歳から30歳代まで（特に少年期からおおむね30歳まで）

計画の基本理念

宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ

青少年育成の3つの柱・6つの重点施策・12の施策の方向・施策の展開

柱Ⅰ すべての青少年の健やかな成長を支援する

- 施策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成**
 (1) 青少年の自己形成支援(乳幼児期～思春期) ③学力・体力の向上
 ①基本的な生活習慣の形成 ②感性豊かな心の醸成
 (2) 青少年の健康と安心の確保(乳幼児期～思春期) ④食育の推進
 ①食育の推進 ②健康教育の推進
施策2 青少年の社会参加・職業的自立の促進
 (1) 青少年の社会参加・活躍支援(学童期～思春期、高校生、高卒によって青年期) ⑤社会人としての必要な知識の習得 ⑥意見表明の機会の確保
 ⑦ボランティア等の多様な活動機会の提供 ⑧国際交流活動の促進
 (2) 青少年の職業的自立・就労支援(学童期～ポスト青年期) ⑨就業能力・意欲の習得 ⑩就労等支援の充実 ⑪職業定着の支援

柱Ⅱ 困難を有する青少年やその家族を支援する

- 施策3 困難を有する青少年やその家族への支援**
 (1) ニート・ひきこもり・不登校等の青少年等への支援(乳幼児期～思春期、高校生によってポスト青年期) ⑫障害や貧困など困難を有する青少年への支援
 ⑬非行少年の立ち直り支援 ⑭家族への支援
 (2) 震災に起因する困難な状況への対応(乳幼児期～思春期) ⑮青少年やその家族への心のケア ⑯青少年への進学・就労支援
施策4 青少年の非行防止活動の推進(学童期～青年期)
 (1) 青少年の非行防止活動の推進(学童期～青年期) ⑰非行防止活動の推進 ⑱薬物乱用防止対策
 (2) 青少年の被害防止・保護活動の推進(乳幼児期～青年期) ⑲児童虐待防止対策の充実 ⑳社会的養育体制の充実
 ㉑いじめ防止対策の推進 ㉒自殺予防対策 ㉓犯罪被害等の防止・保護

柱Ⅲ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

- 施策5 青少年を支援するネットワークづくり**
 (1) 関係機関相互の連携強化(乳幼児期～青年期、高校生によってポスト青年期) ㉔関係機関の連携強化 ㉕支援者の養成・資質向上
 (2) 地域等と連携した健全育成活動の推進(乳幼児期～青年期) ㉖青少年支援と家庭教育の充実 ㉗家庭への支援
施策6 青少年を取り巻く社会環境の整備
 (1) インターネット社会への対応(学童期～青年期) ㉘インターネット等の利用環境整備
 ㉙情報モラル教育の推進・情報リテラシーの向上
 (2) 有害環境の浄化対策の推進(学童期～思春期) ㉚有害環境の浄化対策の推進

3つの重点項目

1 青少年の社会参加・活躍支援

青少年が、社会の中で生涯にわたり自分の能力を発揮し、キャリアを形成していきけるよう、地域における多様な活動に積極的に参加・参画し、活躍できる機会を提供します。

2 社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年への支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題は複合的で複雑に絡み合っており、単一の機関だけでは対応が困難であることから、各機関の支援体制の強化を図りながら、関係機関がネットワークを形成し、連携した支援に取り組みます。

3 インターネット社会への対応

スマートフォン等の急速な普及により、その利用に伴う様々な問題が生じていますが、これらの問題に対応するため、フィルタリングの利用促進やインターネットの適切な利用に関する普及啓発の実施、情報モラル教育の充実、適切な利用に向けた家庭における取組の推進など、インターネット社会への対応強化を図ります。

■ 推進体制及び進行管理

- 「青少年健全育成推進本部」を設置し、部局横断型の推進体制により、総合的かつ効果的な施策の展開を図る。
- 進行管理については、施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県青少年問題協議会」の意見を聴取した上で、毎年度進捗状況等を公表する。

■ 現状

- 1 社会環境の変化**
 - 少子化の進展→人口減少に伴う地域の担い手不足
 - 核家族化の進展→子育てに対する不安、孤立感の高まり
 - インターネット社会の進展→ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネット利用に係る犯罪被害の発生
 - 雇用環境の変容→非正規雇用者の緩やかな増加
 - 東日本大震災の発生→生活環境の著しい変化によるストレスの増加、地域コミュニティの崩壊、遊び場、学習の場の減少
- 2 青少年の現状**

【県内の現状】

 - いじめの認知件数…小学生、中学生ともに急激に増加
 - 不登校…小学生、中学生ともに増加傾向
 - 少年非行…刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるが、再犯率が30%前後で推移
 - 薬物乱用…少年薬物事犯検挙人員は、ここ数年1～2名程度で推移
 - 児童虐待…全国同様に増加傾向

【全国の現状】

 - 若年無業者…総務省の調査によると、依然として高水準で推移
 - ひきこもり…H22年度の内閣府の調査によるとと広義のひきこもりの数は69.6万人
 - 貧困問題…厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率はH6年以降上昇傾向

宮城県子ども・若者支援地域協議会について

- 1 設置目的 ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項の規定により、「宮城県子ども・若者支援地域協議会」を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等によるネットワークの構築、強化を進めるもの。
- 2 根拠法令 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）
宮城県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成29年1月26日施行）
- 3 開催状況 平成29年1月26日に第1回目を開催
- 4 構成機関（51機関）

区分	構成機関名	分野等	
国及び地方公共 団体の機関	宮城県環境生活部共同参画社会推進課	（事務局）	
	宮城県保健福祉部障害福祉課，子育て支援課，業務課	福祉・医療	
	宮城県経済商工観光部雇用対策課	雇用	
	宮城県教育庁義務教育課，特別支援教育室， 高校教育課，生涯学習課	教育	
	宮城県警察本部警務部警務課，生活安全部少年課	矯正・更生保護等	
	各児童相談所，子ども総合センター，女性相談センター	福祉・医療	
	各保健福祉事務所・地域事務所，精神保健福祉センター	福祉・医療	
	各教育事務所・地域事務所，総合教育センター	教育	
	仙台市教育局学校教育部教育相談課	教育	
	仙台市児童相談所，仙台市精神保健福祉総合センター	福祉・医療	
	仙台法務局人権擁護部，仙台少年鑑別所，仙台保護観察所， 東北少年院，青葉女子学園	矯正・更生保護等	
	宮城労働局職業安定部職業安定課（各公共職業安定所） みやぎ若年者就職支援センター 各地域若者サポートステーション	雇用	
	特定非営利活動 法人その他の団体	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部 宮城障害者職業センター	雇用
		社会福祉法人いのちの電話，特定非営利活動法人わたげの会	民間支援団体等
宮城県青少年補導センター連絡協議会		矯正・更生保護等	
仙台弁護士会		法律	

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援推進法を推進するための枠組みづくり

〔国〕 〔地方公共団体〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

子ども・若者育成
支援推進大綱

策定

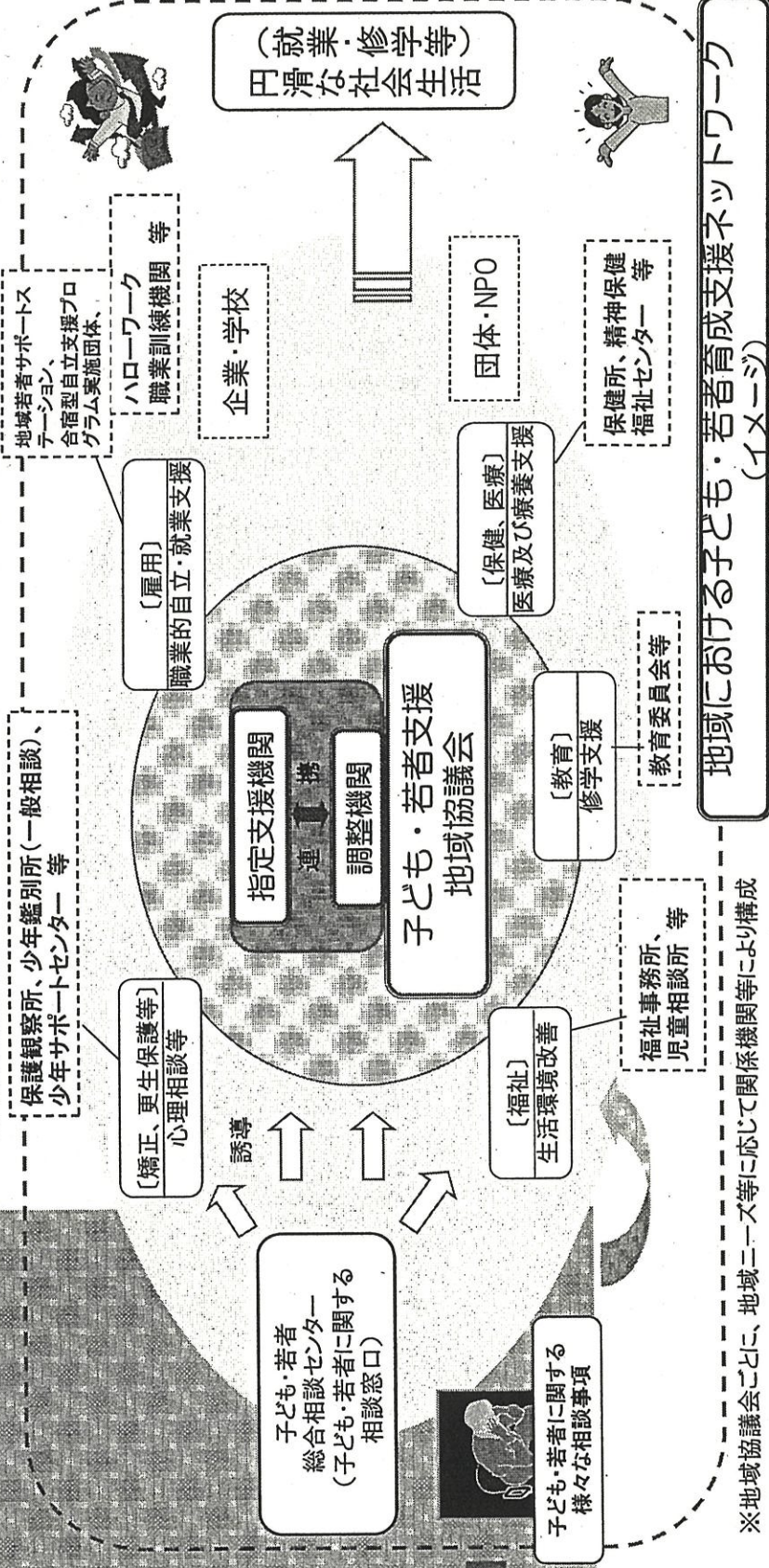
子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- 各関連分野における施策の総合的な実施
- 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- 社会環境の整備
- 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

関係機関等：各種支援の実施
〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導、医療、療養、生活環境改善〕
〔修学・就業、知識技能の習得等の支援〕
・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)
① 調整機関・協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
② 指定支援機関・支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて応じて関係機関等により構成

平成29年度

ネクストリーダー養成塾

参加者大募集!!

ネクストリーダー養成塾とは?

宮城県の次代を担う人材を育てるため、村井知事や各界の第一線で活躍されている方々の講話、同年代の仲間たちとのグループワークなどを通して、将来の夢や目標について考えを深める機会を提供するものです。



夢や目標について、仲間達と楽しみながら考えよう!!

主なプログラム紹介

宮城県知事講話

宮城県知事から、知事の考えるリーダーシップについての講話や参加者へのメッセージなどがあります。また、知事との記念撮影を行います。

第一人者による講話

各界で活躍する第一人者の方々から講話をいただき、将来の夢や目標について考えを深めます。

講師

- ◆アース・インターナショナル株式会社代表 原 綾子 氏
(2012 ミス・ユニバース・ジャパン)
- ◆演出家・アートディレクター 吉川 由美 氏
- ◆東北大学大学院医工学研究科教授 (医師) 西條 芳文 氏
- ◆仙台国際ホテル株式会社取締役総料理長 中村 善二 氏

グループワーク

アドバイザーの意見を参考にしながら、将来の夢や目標について参加者同士で話し合い、夢や目標の実現のために自分は今からどのように行動すべきかを考えます。



講師として
2012 ミス・ユニバース・ジャパンの
原綾子様にお越しいただきます!!

演題

原 綾子 氏

「夢を抱く先の未来のひかり」

吉川 由美 氏

「見えないものを見つめよう」

西條 芳文 氏

「みやぎ発の医療機器で世界の人々を救う」

中村 善二 氏 (平成27年度黄綬褒章受章)

「夢を忘れず心構えを習慣にする」

実施内容

主催：宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会

構成機関：

宮城県、宮城県教育委員会、宮城県商工会議所連合会、
株式会社河北新報社、青少年のための宮城県民会議

後援：仙台市教育委員会、宮城県PTA連合会、
仙台市PTA協議会

日時：平成29年8月4日(金)～6日(日) 2泊3日

会場：東北自治総合研修センター（富谷市）

※ 県庁に集合してから会場へ向かいます。

対象：県内の中学生1年生～3年生 40名

参加料：8,500円(予定)(食費、宿泊費、保険料含む。)

申し込み方法

- 宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会ホームページに掲載している所定の用紙に必要な事項を記入し、**平成29年6月2日(金)(必着)**までに課題作文と併せて事務局まで郵送してください。
なお、ホームページを閲覧できない場合は、事務局まで御連絡いただければ申込用紙等を郵送いたします。

宮城県ネクストリーダー養成塾

●課題作文テーマ

「①ネクストリーダー養成塾に参加しようと思ったきっかけ、②将来の夢や目標、③それらを実現するためにチャレンジしていきたいこと」、以上3点を踏まえ、1,200字以内でまとめてください。

- 応募者数が定員を超えた場合は、課題作文により選考を行います。

- 選考結果については、後日通知いたします。

※なるべく多くの方々に参加していただくため、初めて参加される方を優先します。

8/4
(金)

10:45 開講式
11:00 宮城県知事講話等
12:00 昼食
13:15 原綾子氏講話
14:45 吉川由美氏講話
16:00 バス移動
17:00 オリエンテーション等
18:30 夕食・自由時間

8/5
(土)

9:00 西條芳文氏講話
10:30 中村善二氏講話
12:00 昼食
13:00 グループワーク
18:30 夕食・自由時間

8/6
(日)

9:00 グループワーク(発表)
12:00 昼食
13:30 バス移動
14:30 閉講式

みやぎ青少年政策モニターも募集中!

宮城県の政策課題などについて興味のある方、あなたの声を直接県に伝えてみませんか?興味のある方のご登録をお待ちしています!

みやぎの青少年政策モニター

参加者の声

♪リーダーとして何が大切なのか
詳しく知ることができました!

♪2泊3日の活動を通し、たくさんの
友達ことができました!

宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会事務局

お問い合わせ
・申込先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号(宮城県共同参画社会推進課内)

TEL:022-211-2577 FAX:022-211-2392

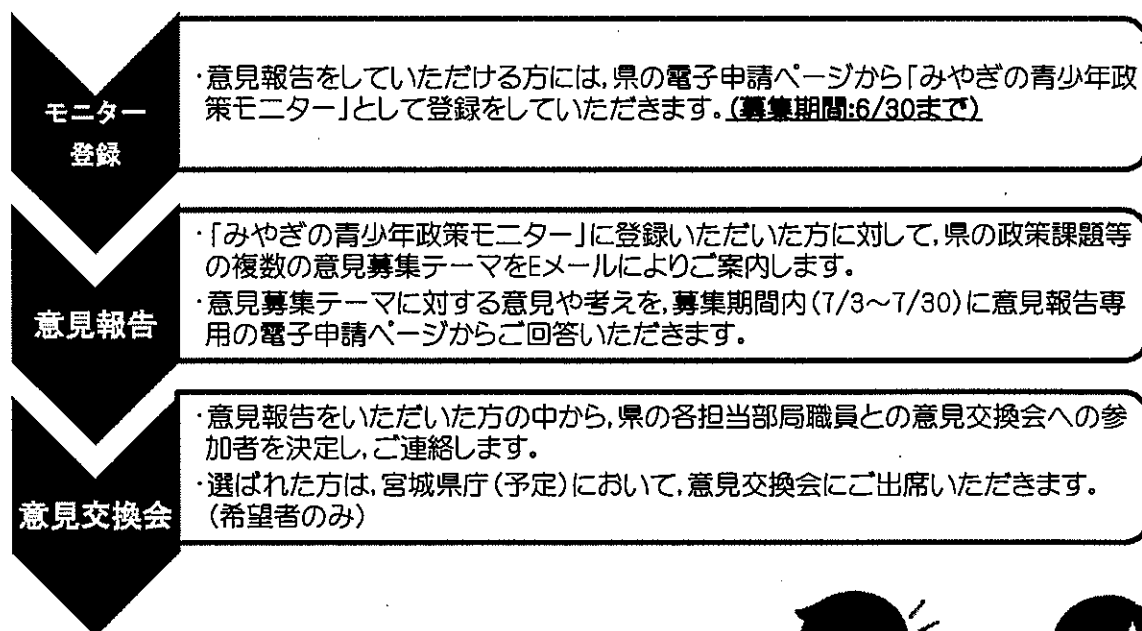
E-mail:seisyo9@pref.miyagi.lg.jp

「みやぎの青少年政策モニター」募集!

事業の趣旨と概要

青少年の社会参加意識を高め、地域で主体的に活躍できる人材を育成するとともに、青少年の視点や意見を県政に反映させることを目的とし、県の政策課題等について県内の青少年を対象に意見募集を行うとともに、担当部局職員との意見交換会を実施することとしています。

実施内容

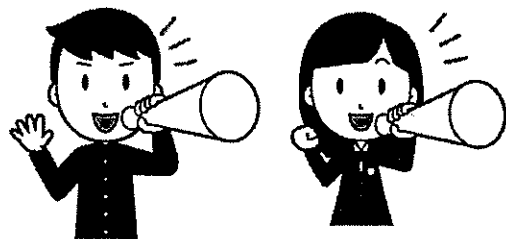


募集人数・対象者

以下の要件を満たす方を50名募集します。

(人数に達し次第終了とさせていただきます。)

- ・宮城県内の中学1年生から満29歳までの方(県職員を除く)
- ・インターネットを利用することができ、Eメールアドレスをお持ちの方
(御本人がメールアドレスを有していない場合、保護者のメールアドレスで登録可能)
- ・宮城県から配信されるテーマに対して、意見募集期間内(7/3~7/30)に、宮城県電子申請ウェブサイトから意見報告ができる方



意見募集テーマ

- ①「東日本大震災の記憶・教訓の伝承について」
- ②「サイバー空間(インターネットの世界)における脅威への対応について」
- ③「男女共同参画の推進について」

お問合せ先

宮城県共同参画社会推進課青少年育成班

TEL:022-211-2577

URL:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/seisyo_monitor.html

詳しい応募方法等は

ホームページを

ご覧ください。



ご興味のある方は、ぜひ奮ってご応募ください!!!

青少年健全育成条例の一部改正について

スマートフォン等の普及により、インターネットは、大人だけではなく、青少年にも身近なものとなっています。その一方で、青少年がインターネットを利用することで、有害情報を閲覧・視聴する危険性が増大しているほか、犯罪被害に巻き込まれるなどの事案が多く発生しています。このため、宮城県では、青少年のインターネット安全利用の推進を図るため、青少年健全育成条例の一部改正し、平成27年10月1日から施行しました。青少年にスマートフォン等を使用させる場合は、必ずフィルタリングを利用するようにしましょう。

改正 保護者の責務・義務の規定



◎保護者の責務等

保護者の責務 保護者は、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、利用状況の適切な把握と適切な利用の確保に努めなければならない。

Q 具体的にどうすればいいのですか？ → A 家族でルールを作ったり、ネットの利用方法について話し合う機会を持ったり、フィルタリングを利用したりしましょう！

保護者の義務 保護者は、青少年が使用する携帯電話等について、青少年インターネット環境整備法に基づきフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、携帯電話事業者に対し、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定める理由等を記載した書面を提出しなければならない。

Q 規則で定める理由等とは何ですか？ → A ①青少年が就労していて、業務に著しい支障が生じること
②青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている、日常生活に著しい支障が生じること
③保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握する事により、有害情報に触れないようにすること

改正 携帯電話事業者等の義務の規定

◎携帯電話事業者等の義務



青少年使用の確認 携帯電話等の契約時に携帯電話等の使用者が青少年であるかどうか確認しなければならない。

保護者等への説明等 携帯電話等からインターネットに接続することで、青少年が有害情報を閲覧・視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項を保護者等に説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならない。また、スマートフォンの場合は、(1)無線LAN回線によりインターネットに接続することで、青少年が有害情報を閲覧・視聴する機会が生ずること(2)無線LAN回線に対応するフィルタリングソフトウェアの内容、が説明事項として追加となります。

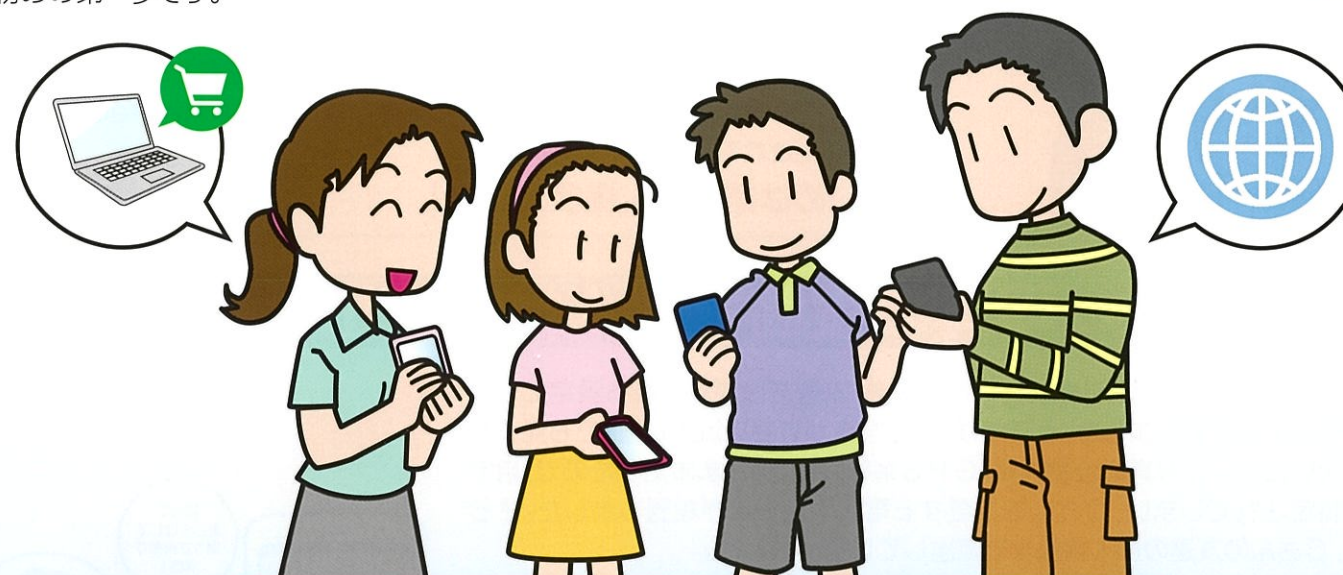
Q 規則で定める事項とは何ですか？ → A ①青少年がインターネットを不適切に利用することで、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己や他人に有害な行為をするおそれがあること
②フィルタリングサービスに関すること
③フィルタリングサービスを利用しない場合は、必要事項を記載した書面を提出しなければならないこと

ネットに潜む危険から 皆さんを守るために

皆さんの幸せ、健全な成長は県民すべての願いです。

しかしながら、中学生や高校生など、青少年がインターネットを介した様々なトラブルや犯罪の被害にあったり、時には、加害者になってしまうケースも多々あります。

皆さんが安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するのは、大人の役割ですが、ネットトラブルや犯罪被害を未然に防ぐためには、皆さん自身がインターネットの正しい使い方を学ぶことが初めの第一歩です。



小・中・高校生スマホ・フォーラム

「わたしたちは家族と話し合い、ルールを決めて携帯・スマホを使います。」

※平成27年8月実施「小・中・高校生スマホ・フォーラム」で、この宣言を基に各学校の生徒で話し合いを行いました。

困ったときの相談窓口 ※困ったときは、まず保護者や学校の先生に相談することが大切です。

■ ネット上で犯罪行為を見た・巻き込まれた等の相談

宮城県警察本部少年課 少年相談 ☎022-222-4970(24時間対応)

■ 人権に関する相談(いじめを受けた、個人情報などをネット上に掲載された等)

子どもの人権110番(仙台法務局) 月～金 / 8:30～17:15 フリーダイヤル ☎0120-007-110

■ 架空請求やオンラインショッピングでのトラブル等の相談

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

月～金 / 9:00～17:00 土日 / 9:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く

宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会

このパンフレットに関するお問い合わせは下記までお願いします。

中学生・高校生など、青少年が巻き込まれるネットトラブルが増えています!



インターネットは、連絡を取り合ったり、買い物をしたりと、とても便利なものですが、その反面、コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれてしまうこともあります。また、プロフィールに個人情報を掲載してしまったために、知らず知らずの内に個人情報が流出してしまうこともあります。実際に起こっているトラブルの一例をみてみましょう。

トラブル例① 無料通話アプリでいじめの対象に!?



無料通話アプリで友達とグループを作ったAさん。冗談のつもりで、友達のBさんの悪口を書き込んでしまいました。その書き込みに怒ったBさんは、Aさんを除いた別のグループを作り、Aさんは仲間はずれに。Aさんはそのままいじめの対象にされてしまいました。

こんなことにも注意! メッセージの返信が遅かったり、返信しなかったりするだけで、いじめの対象にされることも! また、「匿名だから大丈夫」とネット上に悪口を書き込んだ場合でも、過去の投稿内容などから個人が特定されてしまう場合もあります。

いじめは重大な人権侵害です!

トラブル例② 写真の投稿で個人情報流出!

Cさんは、友達と悪ふざけをした写真を、友達だけが見られる設定にしてSNS上に投稿しました。ところが、その写真が外部に流出し、誰でも見られる状態に……! 写真に位置情報(GPS情報)が付いたままだったので、自宅も特定されてしまい、Cさんを非難する電話やメールが殺到しました。さらに、Cさんの友達の個人情報まで流出してしまいました。

こんなことにも注意! 友達同士であっても、許可無く写真をネット上に投稿することは**肖像権の侵害**や**プライバシーの侵害**になることがあります。また、別れた恋人等の裸の写真や動画をネット上に流出させる**リベンジポルノ**が社会問題化しています。

一度投稿された写真等の画像の回収は困難で、一生残ってしまうこともあります。

※「推薦合格が取り消された」「就職の内定が取り消された」といった事例もあります。



トラブル例③ コミュニティサイトで性犯罪被害に!?



Dさんは、あるコミュニティサイトで男性と知り合いました。その男性から「会わないか」と誘われ、会う約束をしました。当日、待ち合わせ場所に現れた男性から「俺は暴力団の一員だ」と脅され、そのまま暴行されてしまいました。

こんなことにも注意! ネット上のプロフィール情報や会話の内容は真実かどうか分かりません。

時には、自分の性別や年齢をごまかすなど、いわゆる**なりすまし**をして近づいてくる人もいますので注意が必要です。

フィルタリングは皆さんの味方です!



警察庁の調査によると、コミュニティサイトの利用で犯罪被害に遭った18歳未満のうち、約95%はフィルタリングを利用していませんでした。

フィルタリングは、有害サイトや悪質なメールをブロックすることができる、皆さんの味方です。フィルタリングを利用することで、左のページでご紹介したような犯罪・トラブル事例の多くを防ぐことができます。



インターネットに接続可能な身近な機器の一例

これらの機器はWi-Fi(無線LAN回線)を使うことで、インターネットに接続することができます。トラブルを起こさないために、使用する場合は保護者としっかり話し合った上で、フィルタリングを導入してもらいましょう!



家族と一緒に話し合みましょう! インターネット利用のルール作り!

- ルール例**
- 使用する時間・場所にかんするルール**
 - 夜〇時以降は使用しない
 - 寝るときはリビングの充電に接続する
 - 勉強や食事のときは使用しない
 - インターネットの利用にかんするルール**
 - ネットで知り合った人と会わない、連絡しない
 - 知らない人からのメールは開かない
 - 個人情報・誹謗中傷は書き込まない
 - 課金やネットショッピングを勝手にしない
 - 困ったことがあったら必ず相談する
 - ルールを守れなかったときのルール**
 - 一時、使用を禁止し、使い方やルールについてもう一度話し合う

インターネット上でのトラブル・犯罪を防止するには、家族で話し合ってルールを作ることが大切です。また、ルール作りをきっかけに家族とスマートフォン等の利用についてコミュニケーションをとる習慣をつけることも重要です。

